

# 「会社法制の見直しに関する要綱」に関する解説 (その4)

あ べ みつまさ  
公認会計士 阿部 光成

「会社法制の見直しに関する要綱」（以下「要綱」という）では、「第2 キャッシュ・アウト」において、全部取得条項付種類株式の取得、株式の併合により端数となる株式の買取請求、株主総会等の決議の取消しの訴えの原告適格を述べている。

## I キャッシュ・アウト

### 1 全部取得条項付種類株式の取得

全部取得条項付種類株式の取得に際して、組織再編の場合と同様の事前開示手続の規律を設け、情報開示の充実を図ろうとする改正である。

要綱は、全部取得条項付種類株式を取得する株式会社は、次に掲げる日のいずれか早い日から取得日後6か月を経過する日までの間、会社法171条1項各号に掲げる事項その他法務省令で定める事項を記

載し、又は記録した書面又は電磁的記録をその本店に備え置かなければならないと述べている。

当該株式会社の株主は、当該株式会社に対して、その営業時間内は、いつでも、当該書面等の閲覧等の請求ができる。

- ① 会社法171条1項の株主総会の日の2週間前の日
- ② 通知又は公告の日のいずれか早い日(【図表1】①)

なお、全部取得条項付種類株式の取得が法令又は定款に違反する場合において、株主が不利益を受けるおそれがあるときは、株主は、株式会社に対し、当該全部取得条項付種類株式の取得をやめることを請求することができる。

図表1 全部取得条項付種類株式の取得に関する留意事項

①	通知又は公告	株式会社は、取得日の20日前までに、全部取得条項付種類株式の株主に対し、当該全部取得条項付種類株式の全部を取得する旨を通知しなければならない。 当該通知は、公告をもって代えることができる。
②	取得の価格の決定の申立て	全部取得条項付種類株式の取得の価格の決定の申立ては、取得日の20日前の日から取得日の前日までの間にしなければならない。 当該申立てをした株主は、会社法171条1項の株主総会の決議により定められた取得対価の交付を受けない。 なお、株式会社は、株主に対し、全部取得条項付種類株式の取得の価格の決定がされる前に、当該株式会社が公正な価格と認める額を支払うことができる。
③	備え置き (事後開示手続)	株式会社は、取得日後遅滞なく、株式会社が取得した全部取得条項付種類株式の数その他の全部取得条項付種類株式の取得に関する事項として法務省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を作成し、取得日から6か月間、当該書面等をその本店に備え置かなければならない。 当該株式会社の株主又は取得日に全部取得条項付種類株式の株主であった者は、当該株式会社に対して、その営業時間内は、いつでも、当該書面等の閲覧等の請求ができる。

### 2 株式の併合により端数となる株式の買取請求

濫用的な株式併合による少数株主の締め出しの問題が発生したことから、株式併合による端数を有することとなる株主の保護などを目的として、会社法を見直すものである<sup>\*1</sup>。

株式の併合（単元株式数を定款で定めている場合）にあつては、当該単元株式数に併合の割合を乗じて

得た数が整数となるものを除く)をする株式会社は、次に掲げる日のいずれか早い日から株式の併合がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という）後6か月を経過する日までの間、会社法180条2項各号に掲げる事項その他法務省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をその本店に備え置かなければならない。当該株式会社の株主は、当該株式会社に対して、その営業時間内は、いつで

\*1 岩原伸作「「会社法制の見直しに関する要綱案」の解説〔IV〕」『旬刊商事法務』（商事法務、2012年10月5日号、No.1978）51ページ

も、当該書面等の閲覧等の請求をすることができる。

- ① 会社法180条2項の株主総会の日の2週間前の日
- ② 通知又は公告の日のいずれか早い日【図表2】②)

なお、株式の併合が法令又は定款に違反する場合において、株主が不利益を受けるおそれがあるときは、株主は、株式会社に対し、当該株式の併合をやめることを請求することができる。

図表2 株式の併合により端数となる株式の買取請求に関する留意事項

①	反対株主の 株式買取請求	<p>株式会社が株式の併合をすることにより株式の数に一株に満たない端数が生ずる場合には、反対株主は、当該株式会社に対し、自己の有する株式のうち一株に満たない端数となるものの全部を公正な価格で買い取ることを請求することができる（以下「株式買取請求」という）。</p> <p>「反対株主」とは、次に掲げる株主をいう。</p> <p>(ア) 会社法180条2項の株主総会に先立って当該株式の併合に反対する旨を当該株式会社に対し通知し、かつ、当該株主総会において当該株式の併合に反対した株主（当該株主総会において議決権を行使することができるものに限る）</p> <p>(イ) 当該株主総会において議決権を行使することができない株主</p>
②	通知又は公告	<p>株式の併合をしようとする株式会社は、効力発生日の20日前までに、その株主に対し、株式の併合をする旨を通知しなければならないものとする。</p> <p>当該通知は、公告をもって代えることができる。</p>
③	株式買取請求	<p>株式買取請求に係る株式の買取りは、効力発生日に、効力を生ずる。</p> <p>株式買取請求は、効力発生日の20日前の日から効力発生日の前日までの間に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにしてしなければならない。</p> <p>株式買取請求をした株主は、株式会社の承諾を得た場合に限り、その株式買取請求を撤回できる。</p> <p>株式買取請求があった場合において、株式の価格の決定について、株主と株式会社との間に協議が調ったときは、株式会社は、効力発生日から60日以内にその支払をしなければならない（利息の支払い等に注意）。</p> <p>株式の価格の決定について、効力発生日から30日以内に協議が調わないときは、株主又は株式会社は、その期間の満了の日後30日以内に、裁判所に対し、価格の決定の申立てをすることができる。</p>
④	株式併合	<p>株式の併合をした株式会社は、効力発生日後遅滞なく、株式の併合が効力を生じた時における発行済株式の総数その他の株式の併合に関する事項として法務省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を作成し、効力発生日から6か月間、当該書面又は電磁的記録をその本店に備え置かなければならない。</p> <p>当該株式会社の株主及び効力発生日に当該株式会社の株主であった者は、当該株式会社に対して、その営業時間内は、いつでも、当該書面等の閲覧等の請求ができる。</p>
⑤	自己株式の 取得財源に 関する規制 の不適用	<p>株式会社が株式買取請求に応じて株式を取得する場合には、自己株式の取得財源に関する規制（会社法461条1項）は適用されない。この場合において、当該請求をした株主に対して支払った金銭の額が当該支払の日における分配可能額を超えるときは、当該株式の取得に関する職務を行った業務執行者は、当該株式会社に対し、連帯して、その超過額を支払う義務を負う。ただし、その者がその職務を行うについて注意を怠らなかったことを証明した場合は、この限りでない。</p>

### 3 株主総会等の決議の取消しの訴えの原告適格

株主総会等の決議の取消しにより株主となる者も、訴えをもって当該決議の取消しを請求することができる。

## II 組織再編における株式買取請求等

### 1 買取口座の創設

会社法116条では、反対株主の株式買取請求を規定しており、会社法116条1項各号の行為又は組織再編等において株式買取請求を行った反対株主は、買取請求の相手方である株式会社、消滅株式会社等の承諾を得た場合（会社法116条6項、785条6項、797条6項、806条6項等）などにより、当該株式買取請求を撤回することができる。

しかしながら、当該株式買取請求の撤回ができな

なくなった後でも、反対株主は株式買取請求に係る株式を市場で売却することにより、事実上、相手方である株式会社等の承諾を得ることなく、当該株式買取請求の撤回が可能となっていた。

要綱は、株式買取請求の撤回の制限をより実効的なものにするために、会社法を見直すものである\*2。

要綱は次の規定を述べている。新株予約権買取請求についても、同様の規律を設ける予定である。

- ① 振替株式の発行者は、会社法116条1項各号の行為、株式の併合、事業譲渡等又は組織再編（吸収合併等又は新設合併等をいう）をしようとする場合には、振替機関等に対して、株式買取請求に係る振替株式の振替を行うための口座（以下「買取口座」という）の開設の申出をしなければならない。
- ② 発行者が、「社債、株式等の振替に関する法律」161条2項の規定による公告をするときは、併せて、買取口座を公告しなければならない。
- ③ 振替株式の株主が株式買取請求をしようとする場合には、当該株主は、当該振替株式について買取口座を振替先口座とする振替の申請をしなければならない。

これにより、反対株主が株式買取請求に係る振替株式について、振替の申請を行わなかった場合には、当該請求は効力を生じないことが想定されているので、結果として、反対株主は株式買取請求を行うと当該株式を市場で処分することができなくなる\*3。

上記のほか、要綱は次の規定を述べている。

- ④ 発行者は、会社法116条1項各号の行為、株式の併合、事業譲渡等又は組織再編がその効力を生ずる日までは、③の申請により買取口座に記載され、又は記録された振替株式について、自己の口座を振替先口座とする振替の申請をすることができない。
- ⑤ 発行者は、③の申請をした株主による株式買取請求の撤回を承諾したときは、遅滞なく、③の申請により買取口座に記載され、又は記録された振替株式について、当該株主の口座を振替先口座とする振替の申請をしなければならない。

## 2 株式等の買取りの効力が生ずる時

会社法116条1項各号の行為をする株式会社、事業譲渡等をする株式会社、存続株式会社等、吸収分割株式会社又は新設分割株式会社に対する株式買取請求についても、当該請求に係る株式の買取りは、これらの行為がその効力を生ずる日に、その効力を生ずるものとする。

株券が発行されている株式について株式買取請求をしようとするときは、株主は、株券発行会社に対し、当該株式に係る株券の提出をしなければならない。

会社法133条の規定は、株式買取請求に係る株式については、適用しないものとする。

なお、新株予約権買取請求についても、同様の規律を設ける予定である。

## 3 株式買取請求に係る株式等に係る価格決定前の支払制度

会社法116条1項各号の行為をする株式会社、全部取得条項付種類株式を取得する株式会社、株式売渡請求をする特別支配株主、株式の併合をする株式会社、事業譲渡等をする株式会社、消滅株式会社等又は存続株式会社等は、株式買取請求又は価格決定の申立てをした株主に対し、株式の価格の決定がされる前に、公正な価格と認める額を支払うことができるものとする。

なお、新株予約権買取請求等についても、同様の規律を設ける予定である。

## 4 簡易組織再編、略式組織再編等における株式買取請求

存続株式会社等において簡易組織再編の要件を満たす場合及び譲受会社において簡易事業譲渡の要件を満たす場合には、反対株主は、株式買取請求権を有しないものとする。

略式組織再編又は略式事業譲渡の要件を満たす場合には、特別支配会社は、株式買取請求権を有しないものとし、株式買取請求に関する通知の対象である株主から特別支配会社は除かれる。

以上

\*2 岩原紳作 「「会社法制の見直しに関する要綱案」の解説〔V〕」『旬刊商事法務』（商事法務、2012年10月25日号、No.1979）4～5ページ

\*3 同上 5ページ